

大分県DV対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護等を推進するため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2第1項に規定する協議会として、大分県DV対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DVに係る関係機関の情報交換や連携に関すること。
- (2) DV防止を推進するための広報・啓発に関すること。
- (3) DV被害者に対する支援に関すること。
- (4) その他DV対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、国又は地方公共団体の機関、法人、その他の者のうち、別表に掲げる機関等（以下「関係機関等」という。）により構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課参画推進班総括がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、会長及び別表に掲げる関係機関等の代表者もしくは代表者が指定する者で構成し、DV被害者等への支援全般についての情報交換、施策の策定及び関係機関等の連携のあり方等について協議する。

- 2 代表者会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 代表者会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、急を要するときその他特別の理由を認めるときは、この限りでない。
- 4 代表者会議の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、関係機関等の職員等で構成し、DV被害者等の実態や支援内容の総合的な把握を行うとともに、関係機関等を対象にした研修を実施する。

- 2 実務者会議は、会長または会長が指定する者が招集する。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、関係機関等の職員等で構成し、DV被害者等に対する具体的な支援方策を作成し、確認するため、隨時開催する。

- 2 個別ケース検討会議は、会長が招集する。
- 3 関係機関等は、必要に応じて、個別ケース検討会議の招集を求めることができる。

(調整機関の指定)

第8条 協議会の事務を総括する調整機関は、大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課とする。

(守秘義務等)

第9条 協議会の構成員及び構成員であった者は、DV防止法第5条の3に規定する守秘義務を負うものとし、正当な理由なく、会議の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協力要請)

第10条 協議会は、DV被害者等に関する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、協力者の個人情報の保護に配慮しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年1月4日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

別表

区分	名称等
1 国又は地方 公共団体の機関	日本司法支援センター 大分地方事務所（法テラス大分）
	大分地方法務局 人権擁護課
	大分労働局 職業安定部 職業対策課
	日本年金機構 大分年金事務所
	大分市 中央子ども家庭支援センター
	別府市 共生社会実現・部落差別解消推進課
	日田市 こども家庭相談室
	竹田市 人権・部落差別解消推進課
	豊後高田市 人権啓発・部落差別解消推進課
	杵築市 人権啓発・部落差別解消推進課
	宇佐市 福祉課
	由布市 子育て支援課
	国東市 福祉課
	九重町 健康・子育て支援課
	玖珠町 子育て健康支援課
	大分県教育庁 学校安全・安心支援課
	大分県警察本部 生活安全部人身安全・少年課
	大分県警察本部 警務部広報課
	大分県福祉保健部 保護・監査指導室
2 法人	大分県 // こども・家庭支援課
	大分県 // 中央児童相談所
	大分県 // 中央児童相談所大分支所
	大分県 // 中津児童相談所
	大分県 // 女性相談支援センター
	大分県 // こころとからだの相談支援センター
	大分県土木建築部 公営住宅室
	大分県 // 建築住宅課
	大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課 (大分県消費生活・男女共同参画プラザ)
	一般社団法人 大分県医師会
3 その他	一般社団法人 大分県助産師会
	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
	一般財団法人 大分県ひとり親家庭福祉連合会 (大分県母子・父子福祉センター)
	公益社団法人 大分県社会福祉士会
	一般社団法人 大分県公認心理師協会
	公益社団法人 大分被害者支援センター
	大分県弁護士会
	大分県民生委員児童委員協議会
	大分県母子生活支援施設協議会
	NPOえばの会